

## 藤沢市止水板設置工事補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浸水被害の防止又は軽減を図るため止水板の購入、設置及び設置に伴う関連工事（以下「止水板設置工事」という。）に対して、藤沢市がその止水板設置工事に要する費用の一部を補助することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (適用区域)

第2条 この要綱は市内の公共下水道等の排水区域内において適用するものとする。

### (用語の定義)

第3条 この要綱で、「止水板」とは、止水板として販売されている製品で、建物等の出入り口等に設置し、金属や樹脂製等の浸水に耐えうる材質で、取り外し又は移動、繰り返し使用が可能なものとする。

2 この要綱で「関連工事」とは、止水板の設置に伴い、浸水防止の効果を高めるために行う工事で、次のものをいう。

(1) 外構等の工事

(2) その他市長が必要と認める工事

3 この要綱で「管理組合」とは、区分所有法第3条及び第65条に規定する団体並びに同法第47条第1項(同法第66条において準用する場合を含む。)に規定する法人をいう。

### (補助対象事業)

第4条 この要綱による、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に規定するものとする。なお、交付決定後に購入又は着手し、第10条の規定までに事業を完了するものとする。

(1) 止水板の購入

(2) 止水板設置工事

### (補助対象者)

第5条 補助対象者は、藤沢市内に住宅、共同住宅、店舗、事務所の建物を所有する者及び管理組合とする。ただし、次の各号に該当するときは補助金の交付対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

- 号) 第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 止水板設置工事について、国、神奈川県又は藤沢市からこの要綱に基づく補助金以外の補助を受ける者
  - (3) 国、地方団体その他これに準ずる団体、施設
  - (4) 市税、法人税、下水道使用料及び受益者負担金等を滞納している者
  - (5) 本要綱の施行の日以降に登録した建物に設置するとき

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において補助対象事業に要した費用の2分の1とし、一つの建物について50万円を限度とする。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、一つの建物につき1回を限度とする。

(交付申請)

第7条 本要綱に基づく補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申請日の属する年度の12月末日(閉庁日の場合は、直前の開庁日)までに、藤沢市止水板設置工事補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 止水板設置場所の案内図及び平面図、現況写真
- (2) 止水板構造図、仕様が分かるカタログの写し、浸水防止効果証明書
- (3) 見積書又は工事見積書の写し
- (4) 建物の登記事項証明書
- (5) 市税の納付状況確認同意書(第2号様式)
- (6) 誓約書(第3号様式)
- (7) 申請者が使用者の場合は、建物所有者又は建物共有者の承諾書
- (8) 管理組合が申請する場合は、申請者が管理組合の代表であることを証する書類及び工事の実施に関して議決したことを証する書類
- (9) その他市長が必要と認めた書類

2 代理人が申請者に代わって申請するときは、前項に規定する書類のほか委任状(第4号様式)を添付しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地確認により、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決

定をし、藤沢市止水板設置工事補助金交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による交付決定に当たり、必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による審査により、補助金を交付することが不相当と認めるときは、補助金を交付しない旨の決定をし、その旨を藤沢市止水板設置工事補助金不交付決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更の承認等）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了するまでの間に申請の内容に変更又は中止が生じた場合は、遅滞なく、藤沢市止水板設置工事補助金交付変更（中止）申請書（第7号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえ、承認の可否について、藤沢市止水板設置工事補助金変更・中止承認等通知書（第8号様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（完了届）

第10条 補助事業者は、この要綱に基づき補助金の交付が決定された止水板設置工事の完了後、その完了の日から30日を経過する日又は交付決定の年度の2月15日（閉庁日の場合は、直前開庁日）のいずれか早い日までに、藤沢市止水板設置工事完了届（第9号様式。以下「完了届」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）購入のみ

- ア 止水板の設置状況写真
- イ 購入時の領収書の写し
- ウ その他市長が必要と認めた書類

（2）止水板設置工事

- ア 工事写真（工事中・竣工時）
- イ 工事費の領収書の写し
- ウ しゅん工図（平面図、立面図、設置図、構造図など）
- エ 工事請負契約書の写し
- オ その他市長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定及び通知)

第 11 条 市長は、前条の規定により完了届の提出を受けた場合は、その内容の審査及び必要に応じて現地確認を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、藤沢市止水板設置工事補助金確定通知書（第 10 号様式。以下「補助金確定通知」という。）により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 前条の規定により補助金確定通知を受けた者は、市長が指定した期限までに、藤沢市財務規則（昭和 39 年藤沢市規則第 7 号）に定める請求書を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、請求内容を審査のうえ、請求日から起算して 30 日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、次の各号にいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助工事以外の用途に使用したとき。
- (3) 正当な理由がなく、補助対象事業を著しく遅延し、完了の見込みがないと認められるとき。
- (4) 第 10 条に規定する日までに完了届の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助事業者が法令、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取り消しをしたときは、藤沢市止水板設置工事補助金交付決定取消通知書（第 11 号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は前条により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、藤沢市止水板設置工事補助金返還命令書（第 12 号様式）により期限を定めて返還させることができる。

2 補助事業者は前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載のある期限内に当該補助金を市長へ返納しなければならない。

(止水板等の管理及び保管)

第15条 補助事業者は、工事又は購入後も補助金の交付を受けた止水板等の良好な維持管理に努めるものとする。

2 補助事業者は、設置の日から起算して5年を経過するまでは、止水板等を補助金の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するなどの処分をしてはならない。

3 補助金の交付を受けた止水板等の設置に伴い発生した補助事業者又は第三者の事故、問題等について、市はいかなる責も負わない。

(備付帳簿)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間は保管整備しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱の実施のため必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。